

1. 住宅改修とは

在宅の要介護者が、自宅で安心・安全に生活するために、手すりの取り付けや段差の解消など一定の住宅改修を行った際に、住宅改修費が支給される制度です。

住宅改修費の支給限度基準額はひとりにつき 20 万円です。20 万円の範囲内で実際にかかった工事費の 1 割から 3 割（負担割合証に記載された割合）が利用者負担となり、残りの 7 割から 9 割が支給されます。

介護状態区分が著しく重くなった場合（3段階リセット）や、転居した場合には改めて支給が認められる場合があります。

2. 住宅改修費の支給要件

- ① 要支援・要介護の認定を受けていること。
- ② 申請者が現に居住する住宅（住民票上の住所の住宅）について行われた改修で、かつ申請者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要な改修と認められる場合。
- ③ 申請者が在宅であること（着工時点で入院・入所中の場合は、退院・退所が確認できてからの支給となります）。
- ④ 工事内容が住宅改修費の給付対象であること。

3. 支払方法

支払方法には償還払いと受領委任払いがあります。

① 償還払い

申請者が一旦費用の全額を施工業者に支払い、後日改修費用の 7 割から 9 割（負担割合による）が介護給付費として市から申請者に支給されます。

② 受領委任払い

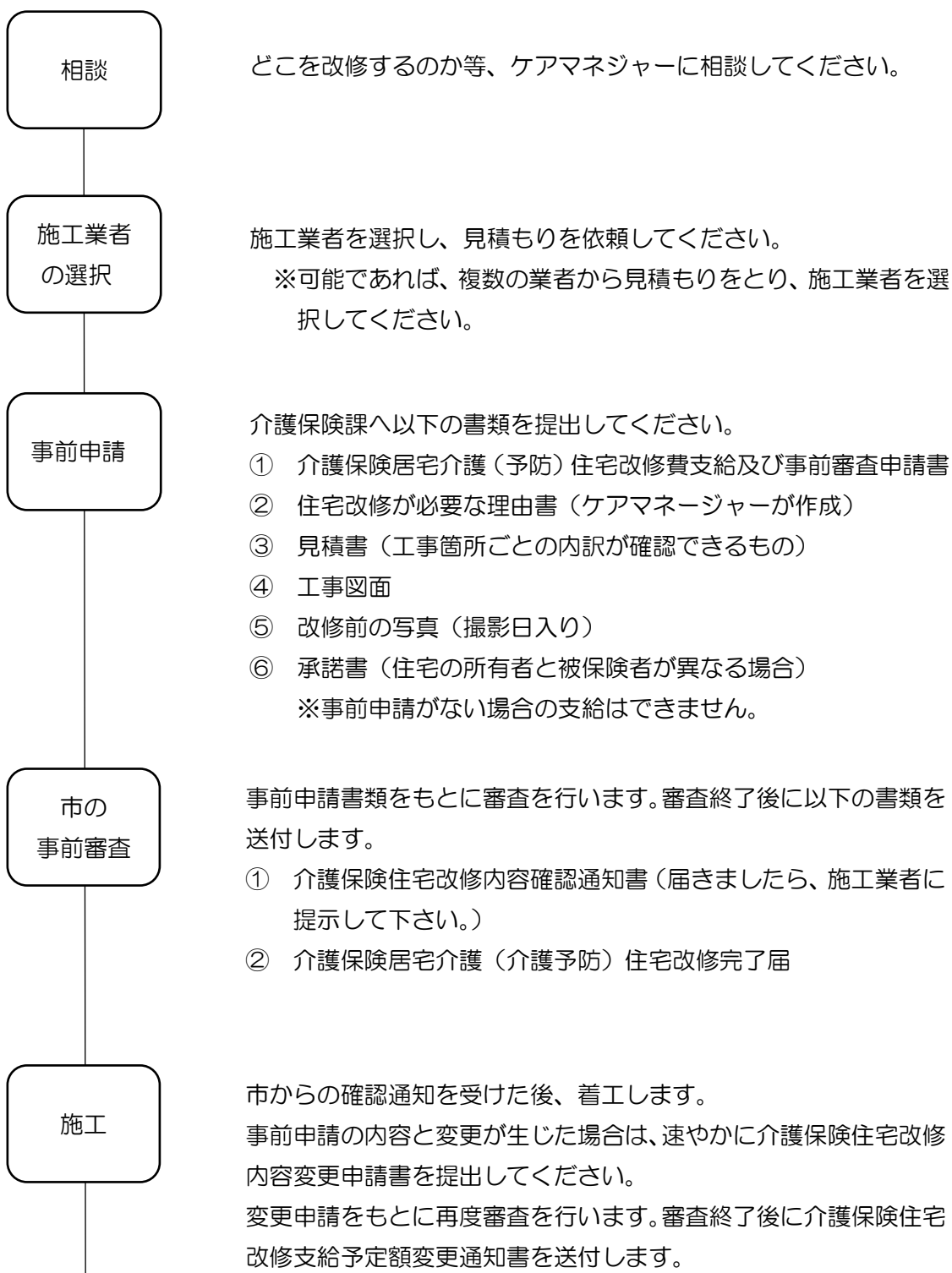
申請者は改修費用の 1 割から 3 割（負担割合による）を施工業者に支払い、残りの 7 割から 9 割は介護給付費として市から施工業者に直接支給されます。

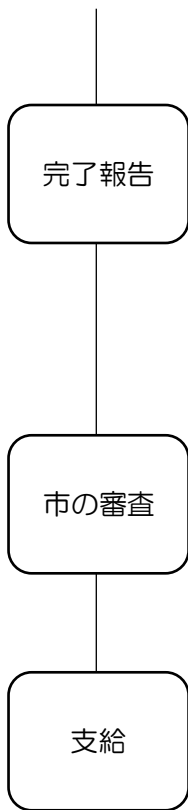
※市に届出がある事業者が施工する場合で、以下に該当する場合は受領委任払いを選択できます。

- ・ 受領委任払いの承認申請時において、可児市の被保険者であって要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ・ 介護保険料の滞納のない方
- ・ 介護保険施設に入所中又は医療機関に入院中でない方

※支払い方法については、施工業者と相談のうえ選択してください。

4. 手続きの流れ





工事完了後、介護保険課へ以下の書類を提出してください。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了届
- ② 改修後の写真（撮影日入り）
- ③ 領収書の原本※（確認し写しをとった後返却します）
※領収書のあて名は被保険者本人でお願いします。

完了届等の書類を審査し、支給の決定をします。

※現場確認のため訪問させていただく場合があります。

介護保険住宅改修費支給決定のお知らせを送付します。

送付先は、償還払いの場合は申請者へ、受領委任払いの場合は施工業者へ送付します。

支給日は完了書類が提出された月の翌月 20 日前後です。

※入院・入所中の場合は、退院・退所後の支給になります。

5. 支給対象となる住宅改修の種類

1. 手すりの取り付け

(例)

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から通路などへの手すりの設置

2. 段差の解消

(例)

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差の解消（敷居を低くする、スロープを設置するなど）、浴槽の取替

3. 滑りの防止や、移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更

(例)

畳敷きから板製床材・ビニル系床材等への変更、滑りにくい床材への変更等

4. 引き戸等への扉の取り替え

(例)

開き戸から引き戸・アコーディオンカーテン等への取り替え、扉開き勝手の変更、ドアノブの変更、戸車の設置

5. 洋式便器への便器の取り替え

(例)

和式便器の洋式便器への取り替え

6. その他1～5の住宅改修に付帯して必要な住宅改修

(例)

手すり取り付けのための壁の下地補強、床材変更のための下地補強、便器の取替えに伴う床材の変更等

6. 留意事項

① 新築・増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないため支給対象となりません。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける等の場合は支給の対象外ですが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける等の場合は、手すりの取り付けにかかる費用のみが支給対象となります。

② 住宅改修の支給対象外の工事も併せて行う場合

住宅改修の支給対象となる工事に伴って、支給対象外の工事を行われた場合、住宅改修の支給対象部分の抽出・按分等を行い、支給対象となる費用を算出します。

③ ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合

ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合も、支給限度額の管理は被保険者ごとに行われます。そのため、同じ住宅に住む複数の被保険者が同時に住宅改修の申請を行うことは可能です。ただし、各被保険者ごとに必要となる住宅改修部分を特定し、各被保険者の住宅改修の範囲が重複しないように申請してください。

④ 業者に依頼せず、家族等が住宅改修を行う場合

住宅改修のための材料費が支給対象となります。事前申請の際に、見積もりに加え購入した材料の領収証を添付してください。

⑤ 住宅改修の対象とならない工事

- ・ 建物の老朽による住宅改修
例) 建物の老朽により扉が壊れた、浴槽が古くなったから浴槽を取替えたい
- ・ 被保険者本人が生活するうえで日常的に使用しない部分の住宅改修
- ・ 介護とは関係ない部分についての住宅改修
例) 浴室の浴槽取替え、手すりの設置に伴い浴室全体をユニットバスにする場合、浴槽取替え・手すり設置等は住宅改修の対象になりますが、天井・壁材の変更等は対象となりません。

その他ご不明な点がございましたら、可児市役所介護保険課へお問い合わせください。

電話：0574-62-1111（内線 3223、3224、3225）